

少年補導専門員活動要綱の制定について

昭和44年7月26日  
例規（防）第21号  
警察本部長

〔沿革〕 昭和51年5月例規（警）第12号 昭和57年10月例規（警）第22号  
昭和59年5月例規（警）第9号 平成11年3月例規（警）第12号  
平成12年1月例規（少）第3号 平成20年4月例規（少）第33号  
平成22年3月例規（警）第12号

各所属長

少年警察活動を適正、かつ効果的に運用するため、次のとおり「少年補導専門員活動要綱」を制定し昭和44年8月1日から実施するので、効果的な運用を図らるたい。

少年補導専門員活動要綱

第1 目的

この要綱は、少年補導専門員の職務について必要な事項を定め、その効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 活動基準

少年警察活動に関する訓令（平成20年本部訓令第12号。以下「訓令」という。）第4条に定める少年補導専門員の職務を遂行するため、具体的な活動基準は別表のとおりとする。

第3 職務遂行上の心構え

少年補導専門員は、職務を遂行するに当たって、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 少年警察活動の重要性を認識し、職務を積極的に行うこと。
- (2) 少年及び関係者の理解と信頼を得るように努めること。
- (3) 常に職務上必要な諸法令の研究に努め、少年の特性の理解等専門的知識の習得と技能の向上を図ること。

第4 運用上の留意事項

生活安全部少年課長及び署長は、少年補導専門員の運用に関し、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 少年補導専門員の特性を考慮し、その機能を十分発揮させること。
- (2) 少年補導専門員の本来の職務以外の職務に従事させないこと。
- (3) 少年補導専門員の街頭における勤務は、原則として2人以上で実施させること。

第5 活動日誌の作成

少年補導専門員は、勤務したときは、活動日誌（別記様式）を作成しなければならない。

別表（第2）

任務	細目	職務内容
非行少年等の発見、補導及び保護	1 街頭補導	(1) 道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所における非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年の発見 (2) 発見した非行少年の警察官への引継ぎ (3) 発見した不良行為少年、被害少年及び要保護少年について事案の内容その他の事情の現場調査、注意、助言、保護者等への連絡等本人の改善に必要な措置
	2 触法少年事件、ぐ犯少年事件、不良行為少年及び要保護少年事案の取扱い	(1) 触法少年事件及びぐ犯少年事件の調査（少年法第6条の2第3項に規定する職員として指定された少年補導専門員に限る。） (2) 不良行為少年に係る保護者等に対する連絡、引渡し等 (3) 要保護少年の発見、保護、調査、児童通告等

	3 継続補導	訓令第23条の規定による継続的な補導
	4 家出少年等の保護	(1) 家出少年に係る行方不明者届の受理 (2) 保護者及び関係者との面接、現地調査等による捜索資料の収集 (3) 街頭補導時における発見 (4) 立回り予想先の調査 (5) 家出少年及び迷い子の保護 (6) 家出少年の調査による福祉犯端緒等の情報収集
	5 被害少年に対する支援	訓令第84条及び第85条の規定による被害少年に係る活動
その他少年の非行の防止・犯罪被害の防止	1 少年相談	訓令第2条第1項第13号に規定する相談の受理及び指導、助言等の実施
	2 有害環境の発見等	(1) 少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、がん具、広告物、営業その他の環境の発見及び排除のための措置 (2) 非行少年、不良行為少年等のたまり場等の発見及び解消
	3 少年の非行及び犯罪被害の防止に関する情報発信及び広報啓発活動	(1) 少年の非行及び犯罪被害の防止に係る少年、保護者その他の関係者を対象とする講演等 (2) 関係機関との協議会、講習会等における情報発信 (3) 街頭広報 (4) 広報資料の収集及び作成

以下別記様式省略